

【重要】

申告書・納付書の郵送 取りやめのお知らせ

草加市では、これまで申告書・納付書を郵送していましたが、電子申告・納付の推進、環境負荷の軽減等の観点から、eLTAX（エルタックス）の利用届出をしている法人に対して、郵送を取りやめます。ご理解くださいますようお願いいたします。

対象となる法人に対して、令和6年（2024年）からプレ申告データを送信しています。ご確認ください。

1 対象の書類

- (1) 令和6年12月以降に事業年度が終了した法人の確定申告書・納付書
- (2) 令和6年12月以降に事業年度開始から6か月が経過した法人の予定申告書・納付書

2 紙の申告書・納付書が必要な場合

申告書・納付書の様式は草加市のホームページに掲載しています。

また、eLTAXで送信するメッセージに納付書データを添付しています。ダウンロードしてご利用ください。

草加市ホームページを開いてサイト内検索



法人市民税納付書

検索

3 その他

eLTAXを利用していない法人へは、引き続き郵送します。なお、申告書・納付書の郵送が不要な場合は、草加市役所市民税課までご連絡ください。【市民税課法人諸税係：048-922-1049（直通）】

■電子申告をご利用ください■

現在、市内法人に対して紙の申告書をお送りしていますが、「eL TAX（エルタックス）」をご利用いただくことで、インターネットを通じて、窓口への持参や郵送をすることなく、申告や届出を行うことができます。

《eL TAX利用のメリット》

	紙による申告		eL TAXによる電子申告
提出方法	窓口へ持参・郵送しなければならない	➔	自宅やオフィスから提出できる
複数の自治体への申告・届出	各自治体に、それぞれ提出しなければならない		各自治体に、まとめて提出できる
各種税目の申告	税目ごとに、それぞれ申告書を作成・提出しなければならない		地方税の各種税目（法人事業税など）をeL TAXひとつで申告できる
税金の納付	納付する際に毎回金融機関等に行かなければならない		電子納税ができるため金融機関に行かなくてよい

eL TAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eL TAXホームページをご覧ください。

eL TAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eL TAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eL TAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eL TAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

